

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 2 月 27 日

稲 沢 市 長 加 藤 錠 司 郎

記

1.協議の場を設けた区域の範囲

稲沢市内で人・農地プランを策定した地域のうち、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への移行を決定した地域。(稲沢地区、明治地区、千代田地区、大里地区、祖父江地区、平和地区)

2.協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 2 月 25 日(文書協議による)

3.当該地区における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

稲沢地区	13 経営体
明治地区	10 経営体
千代田地区	23 経営体
大里地区	8 経営体
祖父江地区	18 経営体
平和地区	16 経営体
計	88 経営体 (重複を含む)

4.3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

水稲については担い手が十分にいるが、畑については十分でない。

5.農地中間管理事業の活用方針

農地利用集積円滑化団体による利用権設定で、地域の中心となるオペレータに集積が進んでいるため、今後は農地の出し手の希望により、農地中間管理事業を活用し、集積を進めていく。

6.地域農業の将来のあり方

水田については、地域の中心となる経営体であるオペレータに集積が進んでおり、今後も高齢化等により耕作できなくなった水田が集積されることが考えられる。

畑については、耕作放棄地が増加しており、積極的に農地中間管理事業を活用し、地域の中心となる経営体への集積を進めていく。併せて、農業塾における担い手の育成等の新規就農者対策を進め、担い手の定着支援を行っていく。